

○鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年9月29日条例第30号

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定による個人番号の利用及び法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- （2）特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- （3）個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- （4）情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（市の責務）

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる市の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該市の執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市の執行機関が、他の執行機関（当該市の執行機関以外の市の執行機関をいう。以下この項において同じ。）に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

市の執行機関	事務
市長	鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例（平成13年鈴鹿市条例第6号）の規定による福祉医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

市の執行機関	事務	特定個人情報
市長	鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の規定による福祉医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの